

東京都建築安全条例（抜粋） 昭和二五年一二月七日条例第八九号

（趣旨）

第一条 建築基準法（以下「法」という。）第四十条（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）による建築物の敷地、構造及び建築設備並びに工作物に関する制限の附加、法第四十三条第二項による建築物の敷地及び建築物と道路との関係についての制限の附加、建築基準法施行令（昭和三十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二百二十八条の三第六項による地下街に関する令と異なる定め並びに令第四百四十四条の四第二項による道に関する令と異なる基準については、この条例の定めるところによる。

（適用区域）

第一条の二 第四条、第十条の二、第十条の三、第二十二條、第四十一條及び第八十二條の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り適用する。

（角敷地の建築制限）

第二条 幅員がそれぞれ六メートル未満の道路が交わる角敷地（隅角が百二十度以上の場合を除く。）は、敷地の隅を頂点とする長さ二メートルの底辺を有する二等辺三角形の部分を道路状に整備しなければならない。

2 前項に規定する部分には、建築物を突き出して建築し、又は交通上支障がある工作物を築造してはならない。ただし、道路状の面からの高さが四・五メートルを超える部分については、この限りでない。

3 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合において、知事が交通の安全上支障がないと認めるときは、適用しない。

一 第一項に規定する道路のうち一以上が、法第四十二条第三項の規定により水平距離が指定された道路で、かつ、専ら歩行者の通行の用に供するものである場合

二 第一項に規定する道路と角敷地との高低差が著しいために、道路状に整備することが困難な場合

（道路位置の指定基準）

第八十二条 道に関する基準は、令第四百四十四条の四第一項の規定によるほか、道が法第四十二条第一項から第五項までの規定による道路又は道の境界線と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が六十度未満の場合に限る。）が、角地の隅角を頂点とする底辺二メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであることとする。

附 則（平成二七年条例第三九号）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一章第八節の次に一節を加える改正規定、第二十条第一項第一号及び同条第二項第一号の改正規定並びに第二十五条第一号の改正規定は、同年六月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。